

清掃工場の飛灰から放射性セシウムが検出されるなど、原子力災害が廃棄物の処理に強く影響を及ぼしている。

環境省は先月23日、福島県内の災害廃棄物の処理方針を公表した。その中では、可燃物は排ガス処理装置としてバグフィルター、排ガス吸着能力を有する焼却施設で処理できるとし、主灰の放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8000キログラムを超える場合は国の処分安全性が確認されるまでの間、一時保管とした。10万キログラムを超える場合は適切に放射線を遮へいできる施設で保管する。これは、先月16日に原子力災害対策本部が示した「上下水道等副次産物の当面の取り扱」に準じたものだ。

福島県内の方針では、集塵機から排出される飛灰は放射性セシウムが濃縮されやすく、水に溶出しやすいことから濃度によらず一時保管とした。清掃工場での測定結果を踏まえ、国は8000キログラム以下の主灰、飛灰は埋め立て処分できるとした。国の当面の方針では、飛灰の処分について福島県内とそれ以外の地域で二つの基準が存在することになる。

一部事務組合が公表したほか、清掃工場の測定結果でも飛灰が6500キログラムを超えている。都も国に緊急要望しているが、「水に溶出しやすい」放射性セシウムが含まれる飛灰を埋め立てた場合の安全性の確認が必要になる。一連の放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物について、

廃棄物処理法を 超えた事態への対応

国がこれまでに示したのは埋め立て処分できる基準のみで、通常の廃棄物処理施設で処理ができる基準は示されていない。

廃棄物処理法は第2条で「廃棄物」について「放射性物質およびこれによって汚染されたものを除く」と定義しており、法律上は明確に区分されてきた。廃棄物処理施設が放射性物質への対応を求められる今回の事態は法の想定を超えている。

い。市町村は生活ごみの収集から処分までを担当しているが、産業廃棄物に性状が近い災害廃棄物の処理は不慣れといえる。まして、市町村の処理能力を超える量が発生している。一方、産業廃棄物の許可を持つ事業者も

「一廃二産廃」が壁となり、震災当初の支援に足踏みせざるを得なかった。市町村から事務委託を受けた都道府県でも一廃、産廃を管轄する部署が異なるなど、とまどうようすが垣間見える。廃棄物処理法は第1条で「生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ること」を目的としている。震災からもうすぐ4カ月が経つが、仮置き場への集積もままならない地域もある。仮置き場を管理するある事業者は

「早期の復旧復興には廃棄物を目の前からなくすことがなにより大切。これまで行政は前例がないことを嫌ったが、未曾有の事態では初めて経験することは、勇気を持って前例をつくってみたい」と語る。

環境省は震災からこれまでの間に、廃棄物処理法の例外規定や特例措置を相次いで発出している。現在も再委託の可否に関して検討しているという。こうした対応はすべて今回の震災が未曾有の事態ということを示している。それだけに、国直轄と違った短絡的な議論や既存法の継ぎはぎではなく、甚大かつ広域的な災害が発生した廃棄物を迅速に処理するための特別措置法が必要なのではないか。